

箕輪ダム関連事業交付金の負担に関する協議書

(昭和 60 年 9 月 19 日)

箕輪ダムの建設に伴い、箕輪町、長野県及び長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）の3者間で、昭和 59 年 3 月 24 日付で締結した協定書並びに、長野県と企業団の両者間で締結した覚書に基づき、箕輪町に対する財政援助の交付金に関し、長野県と企業団の両者間で、昭和 60 年 5 月 21 日付で締結した確認書による企業団の交付金負担額 174,000 千円について、構成団体の負担割合、負担金額及び負担方法を次のとおり協議決定する。

記

1 構成団体の負担割合、負担金額

(負担割合は、昭和 57 年 1 月 11 日付「企業団構成団体の出資に関する協議書」の第 1 の構成団体の出資割合とする。)

構成団体		総額(千円)	負担割合	負担金額(千円)
長野県		174,000	0.387	67,340
5市町村			0.613	106,660
5市町村の内訳	伊那市		0.2745	47,760
	駒ヶ根市		0.1152	20,050
	箕輪町		0.1099	19,120
	南箕輪村		0.0720	12,530
	宮田村		0.0414	7,200

2 負担方法

企業団の負担する交付金については、確認書の「交付金の立替措置等」により、長野県が立替措置を行い、水道用水料金収入開始年度から 5 年据置 15 年金等で、企業団が構成団体から収入し、長野県に償還するものとする。ただし、利子は付さない。

昭和 60 年 9 月 19 日

長野県知事 吉 村 午 良
 伊那市長 三 沢 功 博
 駒ヶ根市長 竹 村 健 一
 箕輪町長 桑 沢 章
 南箕輪村長 三 沢 準
 宮田村長 伊 藤 浩
 長野県上伊那広域水道用水企業団
 企業長 三 沢 功 博

箕輪ダム関連事業交付金の5市町村の負担割合及び年度別負担金額表

(単位 千円)

	伊那市	駒ヶ根市	箕輪町	南箕輪村	宮田村	市町村計
負担割合(%) (県:38.70%)	27.45	11.52	10.99	7.20	4.14	61.30
平成10年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成11年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成12年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成13年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成14年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成15年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成16年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成17年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成18年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成19年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成20年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成21年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成22年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成23年度	3,184	1,336	1,275	835	480	7,110
平成24年度	3,184	1,346	1,270	840	480	7,120
合計	47,760	20,050	19,120	12,530	7,200	106,660

- 備考 (1) この表は、長野県上伊那広域水道用水企業団構成団体と企業団の7者間で昭和60年9月19日付けで締結した箕輪ダム関連事業交付金の負担に関する協議書2による平成9年度からの長野県の償還要求に基づき、伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村（以下「5市町村」という。）の交付金の年度別負担金額等について定めるものである。
- (2) 5市町村の負担は、平成10年度から15年間とし、毎年度9月と3月に負担金額の半額ずつを企業団の請求に基づいて負担するものとする。
- (3) 企業団の長野県への償還は、平成9年度から15年間とし、毎年度4月に償還するものとする。
- (4) この表は、平成9年4月1日から効力を生ずるものとする。